

## 静岡県告示第307号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、川根本町において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和元年10月11日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 区域の名称

吉木沢土砂災害警戒区域 吉木沢土砂災害特別警戒区域

三ツ野沢土砂災害警戒区域

富沢沢土砂災害警戒区域 富沢沢土砂災害特別警戒区域

森平沢土砂災害警戒区域 森平沢土砂災害特別警戒区域

前山沢土砂災害警戒区域 前山沢土砂災害特別警戒区域

坂京河内川土砂災害警戒区域 坂京河内川土砂災害特別警戒区域

上長尾西沢土砂災害警戒区域 上長尾西沢土砂災害特別警戒区域

田野口南沢土砂災害警戒区域 田野口南沢土砂災害特別警戒区域

高郷北沢土砂災害警戒区域 高郷北沢土砂災害特別警戒区域

中の沢北沢土砂災害警戒区域 中の沢北沢土砂災害特別警戒区域

下長尾南沢土砂災害警戒区域 下長尾南沢土砂災害特別警戒区域

小猿郷沢土砂災害警戒区域 小猿郷沢土砂災害特別警戒区域

三ツ間沢土砂災害警戒区域

### 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

### 3 区域の表示

次の図のとおり

### 4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県島田土木事務所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）